

# あしたかミズノキッズクラブ 会員規約

## 第1条 「定義」

本規約によって定める条項は「あしたかミズノクラブ」(以下「本スクール」という)に  
適応されるものである。

## 第2条 「運営主体」

本スクールは、静岡県沼津市足高202「あしたかスポーツ&ネイチャーパートナーズ」  
(以下「当グループ」という)が運営し、事務手続き等の管理にあたる事務所を当グループが  
運営する愛鷹広域公園の施設内におくものとする。

## 第3条 「あしたかミズノキッズクラブの目的」

本スクールはスポーツを通じて子供の健全な心身の育成、健康保持を図る。  
地域と連携を取りながら、底辺の拡大と普及に努める。  
各競技を通じ、生涯スポーツとしての普及を目指す。

## 第4条 「入会資格」

本規約とインフォメーションに同意したものとする。

## 第5条 「入会手続き」

- ① 本規約を承諾し本規約に基づく諸手続きをするものとする。
- ② 会員の資格は、入会希望者が当グループ所定の入会申込み用紙により入会申込みを行い  
本スクールの入会承諾を得た上で、所定の費用を当グループに払い込み、これを当グループが  
確認したときに発生する。
- ③ 会員が未成年の場合には、保護者が同意のものとする。

## 第6条 「スクール期間と会員有効期間」

- ① 本スクールは、4月1日から翌年3月31日までの1年間を当期とする。
- ② 会員有効期間は、入会日から当期3月31日までとする。

## 第7条 「諸会費の支払」

- ① 入会金、受講料(以下「諸会費」という)は当社が定める金額とし、一旦支払われた金額は  
如何なる理由を問わずこれを返還しないものとする。
- ② 会員は、当グループが定める金額の諸会費を当グループ指定の方法で、当グループ指定の  
期限までに支払うものとする。
- ③ 会員は参加の有無に関わらず、退会するまでは当グループ指定の会費を支払うものとする。
- ④ 本規約第11条から第13条に定める資格喪失、除名、退会、変更、休会のいずれの場合にも  
諸会費の債務を逃れるものではない。

## 第8条 「損害賠償責任」

- ① 本スクール内で発生した盗難、傷害その他全ての事故については、それが当グループの  
責に返すべき事由による場合を除き、本スクールは責を負わないものとする。
- ② 本スクールの責についてはスクール開催中に限るものとする。

## 第9条 「会員の損害賠償責任」

会員が本スクールで活動中、本人の責により本スクール又は第三者に損害を与えた場合は、  
その会員もしくは会員が未成年の場合は保護者がその全ての責を負うものとする。

## 第10条 「傷害保険」

入会時より、ミズノ株式会社にて加入している傷害保険を適用する。  
本教室開催中に身体上の傷害を受けた場合、それが指導者の指示に従っていたと認められる  
場合に限り、引受保険会社の保険約款等に従い、保険金が支払われるものとする。

## 第11条 「会員資格の喪失」

会員は下記のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失するものとする。

- ① 退会
- ② 除名
- ③ 死亡
- ④ 運営上やむを得ない事由により、本スクールを閉鎖した場合
- ⑤ 第4条に定める入会資格を欠いたとき
- ⑥ 参加希望スクール対象年齢外の場合

## 第12条 「除名」

当グループは、会員が以下いずれかに該当する場合、その会員を本スクールから除名することが  
できるものとする。

- ① 本スクールの規約及び諸規則に違反した場合
- ② 本スクールの名誉又は信用を傷つけた場合
- ③ 本スクールの秩序を乱した場合
- ④ 諸費用の支払を1ヶ月以上怠った場合
- ⑤ その他当グループが本スクールの会員として公序良俗に反しふさわしくないと認めた場合
- ⑥ 本スクールスタッフの指示に従わなかった場合